

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年5月28日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500030号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500002号

第1 結論

請求者のA株式会社における平成19年12月14日の標準賞与額を1万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年12月14日

私は、A株式会社から平成19年12月に冬季賞与を支給され、厚生年金保険料を控除されていたと思う。預金通帳の写しを提出するので、調査の上、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の預金通帳への入金額並びにB市税事務所が保存する請求者に係る平成19年分給与所得データ及び請求期間に係る元同僚の賞与明細書に基づく保険料控除額の検証等から、請求者は、平成19年12月14日に、A株式会社から1万9,000円の賞与を支給され、当該賞与に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、事業主が請求者に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの賞与に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。